BIGBOX 東大和　西武スポーツスタジオ成人スクール

会　　員　　規　　約

反社会的勢力との絶縁

西武スポーツスタジオ成人スクールは、暴力団、暴力団関係企業・団体、その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に対して毅然とした対応を行い、これらの者の入場および施設利用を一切認めないと共に、反社会的勢力の活動を助長するような行動は一切行いません。

個人情報の適正な取り扱い

西武スポーツスタジオ成人スクールでは、会員の個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏洩を防ぐため、個人情報を適正に管理するための体制を整備し、これを厳重に保管いたします。

SEIBU
BIG BOX
SPORTS & AMUSEMENT
東大和市駅前

西武レクリエーション株式会社

〈会員規約〉

Ⅰ．総則

（名称・目的）

第１条　本規約は、西武スポーツスタジオ成人スクール（以下「当スクール」といいます。）の会員が心身の健康維持・増進および会員相互の親睦を図ることを目的として当スクールを利用することについて定めるものとします。

（運営管理）

第２条　西武レクリエーション株式会社（以下「当社」といいます。）は、当スクール施設の運営・管理を行います。

Ⅱ．会員

（会員制度）

第３条　当スクールは、会員制とします。

２　当スクールに入会を希望する方は、当スクール所定の入会手続を行い、当スクールが定める規則の遵守に同意することにより、当スクールに入会することができます。ただし、第４条に定める入会資格を有する方であっても、当社が入会を認めない場合があります。

３　当スクールの会員（以下「会員」といいます。）は、当スクールの会員の種別、月会費、利用料金等について、当社が別途定めた規則等に従うものとします。

４　当社は、会員の種別を新設、変更または廃止することができ、会員は、これに従うものとします。

（入会資格）

第４条　当スクールの入会資格は、次のとおりとします。

（１）　次の年齢に達していること

・成人スクール会員：満年齢１８歳（高校生を除きます。）

（２）本規約等当社が定める規則を遵守することに同意していること

（３）当スクールを含めて会員制のスポーツクラブもしくは団体から除名、会員資格の停止、またはそれらに類する処分を受けたことがないこと

（４）暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力でないこと

（５）刺青・タトゥ（シール等を含みます。）をしていないこと

（６）妊娠中でないこと
（７）外国籍の方については、在留カードまたは特別永住者証明書を有していること
（８）感染症または感染のおそれのある疾病に罹患していないこと
（９）医師から運動を禁じられていないこと、および一時的な筋肉のケイレンや意識の喪失などの症状を招く疾病を有していないこと
（10）入会に先立って、他人に迷惑を及ぼすおそれがある等、当社が好ましくないと判断する事項がないこと

（会員証）
第５条　会員は、自己のスマートフォンにて発行される会員ＱＲコードを利用して入退館するものとします。ただし、当スクールは、別途希望する会員に対して会員証を貸与するものとします。
２　会員証を貸与された会員が、会員資格を喪失したときには、当該会員は、当社に対して会員証を速やかに返還するものとします。なお、返却することができない場合には会員の責任において、切断するなど会員証を再利用不能の状態にして処分するものとします。
３　会員証を貸与された会員が、会員証を紛失・汚損等したときには、当該会員は、速やかにその旨を当スクールに連絡し、再発行の手続きをとるものとします。この場合、再発行料を別途支払うものとします。
４　会員は、会員ＱＲコードを当該会員本人以外に利用させないものとします。また、会員証を貸与された会員は､会員証を他人に貸与または譲渡しないものとします。

（登録手数料）
第６条　会員は、入会時に当社が別に定める登録手数料を所定の方法で納入するものとします。なお、一度納入された登録手数料については、当社が認めるときを除き返還いたしません。

（月会費等）
第７条　会員は、当社が別途定める月会費・利用料金等を所定の方法で納入するものとします。なお、一度納入された月会費・利用料金等については、当スクールの利用がなかったとしても、返還いたしません。ただし、本規約に定めがあるとき、または当社が認めるときはこの限りではありません。
２　会員は、月会費・利用料金等の未納があるときには、休会、退会等変更手続きをすることはできません。

（会員資格の譲渡禁止）
第８条　会員は、当スクールの会員資格を第三者に譲渡・貸与しないものとします。

（会員資格の喪失）

第９条　会員は、次の各号の一つに該当したときには、その会員資格を喪失するものとします。

（１）会員資格の有効期間が終了したとき

（２）自己の都合により退会を申し出たとき

（３）除名されたとき

（４）死亡したとき

（会員の除名）

第１０条　当社は、次の各号の一つに該当した会員を除名することができます。

（１）本規約、細則、当スクール施設利用案内の記載事項、館内諸規則等、当社が定める規則に違反したとき

（２）他人に対し、会員証を貸与もしくは譲渡し、または利用させたとき

（３）当社または当スクールの名誉を傷つけ、秩序を乱し、または当スクールの会員としてふさわしくない行為をしたとき

（４）月会費・利用料金等当社に支払うべき料金の支払いを２か月以上滞納したとき

（５）第１５条第１号から第８号までに該当する行為を繰り返したとき

（６）第１５条第９号ないし第１３号のいずれかに該当したとき

（７）第４条に定める入会資格のいずれかを満たさなくなったとき、または同条の入会資格を満たしていると偽って当スクールの会員資格を取得したとき

（８）前各号のほか、当スクールの会員としてふさわしくないと当社が認めたとき

（届け出・諸手続き）

第１１条　会員は、氏名、住所、メールアドレス等、入会申込みの際に当社へ届け出た事項に変更があったときには、当社に対し、速やかに届け出るものとします。

２　会員は、当スクール所定の方法により手続きを行うものとします。

Ⅲ．施設利用

（体験教室の利用）

第１２条　「体験教室」サービス（以下「体験サービス」といいます。）の利用者（以下「体験者」といいます。）は、当スクールの施設を利用することができます。

２　体験サービスを利用する際には、体験者は、当社が別途定めるサービス利用料を別途当社の指示に従って支払うものとします。

３　体験者は、あらかじめ本規約に同意したうえで体験サービスを利用するものとし、本規約を遵守するものとします。

（会員、体験教室以外の施設利用）

第１３条　当社は、特に必要と判断したときには、会員または体験者に当スクールの施設を利用させることができます。

（諸規則の遵守）

第１４条　会員、体験サービスその他の当スクール利用者すべて（以下「利用者」といいます。）は、本規約、細則、当スクール施設利用案内の記載事項、館内諸規則等、当社が定める規則を遵守するものとします。

２　利用者は、前項のほか、当社の指示に従って、当スクールを利用するものとします。

（施設利用の禁止）

第１５条　当社は、利用者が次の各号の一つに該当するときには、当スクール施設への入場のお断り、退場または当スクール施設の利用の禁止を指示することができます。この場合、利用者は、当社の指示に従うものとします。

（１）酒気を帯びているとき

（２）他人の諸施設利用を妨げたとき

（３）当スクールのロッカー・トイレで撮影をしたとき

（４）許可なく物品を売買し、または個人・団体指導等の営業行為・勧誘行為をしたとき

（５）他人や施設スタッフ、当スクールまたは当社を誹謗・中傷する行為に及んだとき

（６）大声や奇声を発したり、物を投げたり、壊したり、叩いたりするなど、他人や施設スタッフが恐怖を感じる危険行為や迷惑行為に及んだとき

（７）動物、危険物等、他人や施設スタッフに危害を及ぼし、または不快感を与えるおそれのあるものを館内に持ち込もうとしたとき、または持ち込んだとき

（８）当スクール施設内で喫煙したとき

（９）個人を特定できる写真・動画・音声等を、当該個人の許可なく、当スクール施設内において撮影もしくは録音し、または当該写真・動画・音声等をインターネットサイト等不特定多数の目の触れる場所に掲載したとき

(10) 当スクール施設のスタッフの指示に反したとき

(11) 他人や施設スタッフに対する暴力行為や威嚇行為に及んだとき

(12) 痴漢、のぞき、露出等の違法行為や迷惑行為に及んだとき

(13) その他、施設内の秩序を乱す行為をしたとき

(14) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力であると当社が判断したとき

(15) 刺青・タトゥ（シール等を含みます。）をしているとき
(16) 妊娠しているとき
(17) 外国籍の方については、在留カードまたは特別永住者証明書を有していないとき
(18) 感染症または感染のおそれのある疾病に罹患しているとき
(19) 医師から運動を禁じられているとき
(20) 一時的な筋肉のケイレンや意識の喪失などの症状を招く疾病を有しているとき
(21) 月会費・利用料金等を支払期日までに支払わなかったとき

（健康の維持・管理）
第１６条　利用者は、当スクール施設の利用にあたり、各自の責任で健康の維持・管理を行うものとします。

Ⅳ．施設営業

（一時的閉鎖・一時的休業）
第１７条　次の各号の一つに該当するときには、当社は、当スクール施設の全部または一部を一時的に閉鎖または休業することができます。
（１）定期休業等によるとき
（２）当社が特別行事等を開催するとき
（３）当スクール施設の増改築、修繕、点検等により、やむを得ないとき
（４）天災地変等の不可抗力によりその災害が会員に及ぶと当社が判断したとき
（５）前各号のほか、施設の安全上、その他重大な事由によりやむを得ないとき
２　前項の場合（第４号または第５号に該当する場合を除きます。）、当社は、会員に対し、２週間前までに当スクール施設内の所定の掲示場所への掲示、ホームページへの掲載等のいずれかの方法により告知するものとします。なお、前項第４号または第５号に該当する場合により事前に告知することができないときには、当該事情が判明次第直ちに告知するものとします。
３　第１項各号に該当する場合であっても、法令の定めまたは当社が認めるときを除き、会員の月会費等の支払義務は、軽減または免除されません。ただし、当スクール施設の全部もしくは一部を閉鎖し、または休業したときには、当社は、会員に対し、その期間に相応する月会費等を返還し、または当該期間外に開催される他のクラスへの振り替え措置を実施する場合があります。

（閉鎖・解散等）
第１８条　次の各号の一つに該当するときには、当社は、当スクール施設の全部または一部

を他施設と統合し、もしくは閉鎖し、または当スクールを解散することができます。
（１）法令の制定改廃または行政指導により開場が不可能となったとき
（２）災害その他により施設の被害が大きく開場が不可能となったとき
（３）著しい社会情勢の変化その他やむを得ない事由が発生したとき
２　前項の場合には、災害等やむを得ないときを除き、当社は、会員に対し、当スクール施設内の所定の掲示場所への掲示、ホームページへの掲載等のいずれかの方法および郵送により３か月前までに告知するものとします。なお、災害等の事情により事前に告知することができないときには、当該事情が判明次第直ちに告知するものとします。

（当スクールの免責事項）
第１９条　利用者の責に帰すべき事由により利用者が受けた損害については、当社は、その損害を賠償する責を負いません。
２　当スクール施設内で発生した傷害その他の事故については、その事故が当社の故意または過失による場合を除き、当社は、一切の責を負いません。
３　利用者相互間に生じたトラブルについては、当事者である利用者相互間にて解決するものとし、当社は、当社の責に帰すべき事由によるときを除き、当該トラブルについて一切の責を負いません。

（盗難）
第２０条　当社は、利用者が当スクール施設内で盗難が生じた場合、当社の故意または過失によるときを除き、当該利用者が被った損害について一切の責を負いません。

（遺失物、不審物等）
第２１条　当スクールは、利用者が当スクール施設内で手回り品等の所有物を遺失した場合、当社の故意または過失によるときを除き、当該利用者が被った損害について一切の責を負いません。
２　会員は、当スクール施設内で遺失物、不審物等を拾得または発見したときには、当スクール・スタッフに届け出るものとします。
３　当社は、届け出のあった遺失物を、原則として法令等の定めに従い取り扱うものとします。

（利用者の損害賠償責任等）
第２２条　利用者（同伴者がいる場合には当該同伴者を含む。）は、自己の責に帰すべき事由により、当スクールまたは他の利用者等第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責を負うものとします。

Ｖ．雑則

（個人情報の取扱い）

第２３条　当社は、個人情報保護方針に従い、会員の個人情報を、次の目的でのみ利用するものとし、当該目的の範囲を超えて利用する必要がある場合には、その旨会員に告知するものとします。

（１）当社と会員との連絡のため（会員種別の新設・廃止・変更、当スクールの休業、当スクールの料金・定休日の変更もしくは会費関係等の案内、または遺失物等に関する連絡）

（２）ご意見・お問い合わせへの対応、記録保管のため

（３）キャンペーン・モニター等への応募受付のため

（４）当スクール施設内外における各種イベントの申込み受付・事務手続き等のため

（５）商品販売等の代金決済、アフターサービス等のため

（６）会員居住地のデータ分析等、個人を特定しない統計的情報管理のため

（７）西武グループ内でのサービス提供のため

（８）前各号のほか、当スクールの適正な運営のため

（会員への通知等）

第２４条　会員への諸通知等は、会員から届け出があった住所またはメールアドレス宛に行うものとし、その発送をもって通知が完了したものとします。なお、会員が当スクールに届け出を怠ったため、当スクールからの諸通知等が延着し、または到達しなかった場合であっても、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当社は、会員が被った損害について責を負いません。

（改正）

第２５条　当社は、必要に応じて本規約およびこれに付随する細則等本施設にかかる規則（以下「本規約等」といいます。）の改正・変更をすることができます。この場合、当社は、本規約等を改正する旨および改正後の本規約等の内容、改正の効力発生日を会員に告知するものとし、改正の効力は、効力発生日以後、すべての会員等に及ぶものとします。

２　前項の告知方法については、当スクール施設内の所定の掲示場所への掲示、ホームページへの掲載等の方法によるものとします。ただし、月会費等料金を増額する場合（消費税率の変更に基づくものを除く。）には、登録済みの住所に別途郵送するものとします。

（附則）

本規約は、２０２５年９月１日から発効します。

２０２３年5月１日制定
２０２３年１１月１日改定
２０２５年9月１日改定

糸田　　貝山

（目的）

第１条　本細則は、本規約および当スクールの運営に必要な事項を定めるものとします。

（月会費等の支払い）

第２条　会員は、当社に対し、毎月２０日（以下「請求日」といいます。）に当月分の月会費・利用料金等を支払うものとし、当該支払方法については、あらかじめ当社へ届け出たクレジットカードによるものとします。なお、ご利用のクレジットカード会社の規約等によりクレジットカード支払いが承認されない場合には、会員は、当社が別途指定する方法により会費を支払うものとします。ただし、クレジットカード以外による会費の支払いには、別途当社が定める手数料が発生する場合があります。

（会員種別またはクラス変更）

第３条　会員が、会員種別またはクラスの変更を希望するときは、変更を希望する月の前月１４日（当該日が休館日となる場合は、その前営業日）の最終営業受付時間内までに、会員本人またはその法定代理人が当スクール所定の方法により手続きをとるものとします。

２　前項の場合において、当スクールは、定員等の諸事情により、必ずしも種別やクラスの希望に添えない場合があります。

（休会）

第４条　会員が休会を希望する場合は、休会を希望する月の前月末日までに会員本人またはその法定代理人が当スクール所定の方法により手続きをとるものとします。

２　休会期間は、最長で連続３ヶ月間とし、休会期間が終了したときには、会員は、休会日以前の会員種別に復帰し、再び月会費等を支払うものとします。

（退会）

第５条　会員が自己の都合により退会を希望する場合、退会を希望する月の最終営業受付時間内に当スクールに来場し、所定の手続きをとるものとします。

２　会員は、退会日以後当スクールの利用をしなかったとしても、退会月の月会費等を全額支払わなければなりません。

（附則）

本細則は、２０２３年５月１日から発効します。